

名古屋市達第24号

緑政土木局
東山総合公園

名古屋市東山総合公園処務規程（昭和43年名古屋市達第33号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第3条 総合公園に、その事務を処理するため、次の組織を置く。 管 理 課 (略) 課 長 補 佐 (<u>営業施設</u>) (略)	第3条 総合公園に、その事務を処理するため、次の組織を置く。 管 理 課 (略) 課 長 補 佐 (<u>魅力創出</u>) (略)
第5条 総合公園長は、毎月5日までに、前月における総合公園の事務処理の状況を <u>緑政土木局長</u> に報告しなければならない。	第5条 総合公園長は、毎月5日までに、前月における総合公園の事務処理の状況を <u>担当局長（公園緑地・農政）</u> に報告しなければならない。

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。